

令和6年度

# 品川区任期付職員採用選考実施要綱

相談援助担当（課長級）・児童相談担当主査（係長級）

令和6年10月15日

品川区役所

この採用選考は、品川区の一般任期付職員の採用予定者を決定するために実施するものです。  
※一般任期付職員とは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件については原則として、任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

## 1. 申込区分（職務の級）・職種・採用予定数・職務内容・受験資格

|                |  |
|----------------|--|
| 申込区分<br>(職務の級) | (仮称) 相談援助担当（課長級）   |
| 職種             | 事務   |
| 採用予定数          | 1名   |
| 職務内容           | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童相談所長としての権限行使の補佐</li><li>・ 相談部門（事務・一時保護所除く）全般の統括業務および職員に対する教育・訓練等</li><li>・ 他機関との連絡・調整</li></ul>  |
| 受験資格           | 年齢を問わず、次の①から③までの要件を全て満たす者<br>①日本国籍を有していること<br>②児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者<br>③民間企業・地方自治体等における業務従事歴を14年以上有し、そのうち児童相談所または児童福祉施設において、施設長または同程度の立場（管理職等）として、業務全般の総括等に携わった経験を有する者 |

|                |  |
|----------------|--|
| 申込区分<br>(職務の級) | 児童相談担当主査(係長級)  |
| 職 種            | 福祉   |
| 採用予定数          | 4名程度   |
| 職務内容           | <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども、子育て家庭に対する支援及び品川区児童相談所（令和6年10月開設）をはじめとした、関係機関との連絡調整等</li> <li>児童相談担当主査としての係総括および母子保健部門との連携強化を踏まえた事業の推進等の業務</li> <li>子ども家庭支援員等に対する職務遂行に必要な技術についての指導・育成等</li> </ul>  |
| 受験資格           | <p>年齢、国籍を問わず、次の①から③までの要件を全て満たす者</p> <p>①社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者</p> <p>②民間企業、地方自治体等における業務従事歴を12年以上有し、そのうち児童福祉分野（子供家庭支援センター、児童相談所等）における業務従事歴を合計7年以上有し、かつ係長級または同程度の立場としての勤務経験を有する者</p> <p>③地方公務員法（昭和25年法律261号）等で選考を受けることができないとされる者に該当しない者</p> |

- ◎ 民間企業、地方自治体等における業務従事歴は、週20時間以上従事した経験期間を対象とします。
- ◎ 日本国籍以外の方は、出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格を有する方並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者であることが条件となります。
- ◎ 地方公務員法（昭和25年法律261号）等で選考を受けることができないとされている者は受験できません。（最終ページ参照）
- ◎ 現に品川区の常勤職員（任期付職員を除く）である者は受験できません。

## 2. 任用予定期間

### ●相談援助担当（課長級）

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

※ 採用日から5年を限度に更新する場合があります。

### ●児童相談担当主査（係長級）

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

## 3. 選考方法

### (1) 第一次選考

|      |  |
|------|--|
| 選考方法 | 書類審査   |
| 合格発表 | 令和6年11月下旬頃（予定）<br>※ 合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。 |

### (2) 第二次選考（一次選考合格者対象）

|      |  |
|------|--|
| 選考日  | 令和6年12月中旬頃（予定）   |
| 選考会場 | 品川区役所 ※詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。   |
| 選考方法 | 面接   |
| 合格発表 | 令和7年1月中旬頃（予定）<br>※ 合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。<br>※ 特別区人事委員会による承認を経て、最終合格者を決定します。 |

## 4. 申込方法

### ① 申し込み方法

品川区職員採用案内HP (<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>) より申し込みが可能です。HP内の「エントリー」から「一般任期付採用職員/児童福祉系」を選択し、エントリーフォームに基本情報(氏名、住所など)を登録してください。顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

### ② 受付期間

令和6年10月15日(火) 午前8時30分～  
令和6年11月15日(金) 午後5時00分【受信有効】

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

## 5. 勤務条件等 ※ 令和6年4月1日現在

### (1) 給与

給料は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【給料月額例示】 課長級：約44万円(50歳)

係長級：約37万円(45歳)

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※ その他、管理職手当(課長級のみ)、地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当等が条例等に基づき支給されます。

※ 採用後、昇格はありません。昇給は、原則として年1回行われます。

### (2) 勤務時間

勤務日：原則として、月曜日～金曜日

勤務時間：午前8時30分～午後5時15分の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分の勤務となります。

### (3) 休暇等※任期の定めのない常勤職員に準じた制度です

①年次有給休暇：年20日

②その他休暇等：慶弔休暇、夏季休暇などの制度があります。

### (4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。ただし、任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありません。

## 6. 問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

### 採用選考について

人事課人事係(本庁舎5階)

電話03-5742-7140(直通) FAX03-5742-6872

### 職務内容について

(課長級) 児童相談課管理事務係

電話03-6712-8269(直通) FAX03-6712-8273

(係長級) 子ども家庭支援センター子ども家庭センター開設準備担当

電話03-5742-7193(直通) FAX03-5742-7196

## 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。  
また、ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

## 《参考》 地方公務員法第16条

受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 【品川区役所 案内】

※原則敷地内禁煙です

